

改正

平成14年12月13日訓令第24号

平成31年4月26日訓令第29号

建設工事共同企業体の運用基準

第1 建設工事共同企業体の運用基準

工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合には、次の運用内容を基準とする。

1 特定企業体の運用基準

(1) 活用の対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模かつ技術的難度の高い工事を施行するに際し、技術力等を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合の工事等で、その規模は概ね9千万円以上とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

特定企業体は、共同企業体を競争入札の参加要件として定めたことにより結成される場合のほか、工事情報の公開内容に基づき、その情報の内の特定の工事を目途に結成される場合がある。

(2) 予備指名の取りやめ

特定企業体の円滑な運営を確保するため、構成員となる企業の自由な意思に基づく結成をさせる必要があることから、予備指名を行わないこととする。

なお、グループ別に構成させる必要が生じた場合は、各グループごとに一定の条件を提示し、その条件を満たす企業による共同企業体の自主的な結成を求めることとする。

(3) 共同企業体と単体企業体との混合指名及び一般競争入札等における資格要件の公示におけるその取扱い

特定企業体のみによる入札は、特に大規模であり技術的に難度の高い特殊な工事とする。それ以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業の入札参加を認め、単体企業と共同企業体の混合による入札ができるものとする。

(4) 特定企業体の構成員数とその構成

特定企業体の構成員数は「2ないし3社」で、その構成は最上位等級に格付けされている者同志又は最上位等級及び第二位等級に格付けされている者との組合せとし、この基本に沿う特定企業体を活用することを原則とする。

2 経常企業体の運用基準

(1) 経常企業体の活用対象

経常企業体を発注に当たって活用する場合は優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された経常企業体を対象とすることを原則とする。

(2) 中小建設業者の受注機会確保のための活用

中小建設業者の受注機会の確保のために、前記の(1)の目的で結成された経常企業体を活用することは、有用であり、このため級別格付け審査時の客観的事項の総合的な加算や申請の随時受付などの特例措置を講じるものとする。

(3) 経常企業体の構成員数とその構成

円滑かつ適正な運営を確保するなどの観点から、経常企業体の構成員数は「2ないし3社」で、構成は同級に格付けされている者もしくは直近等級に格付けされている者との組合せとし、この基本に沿う経常企業体を活用することを原則とする。

第2 建設工事共同企業体の取扱い

1 共同企業体の資格要件等

(1) 構成員の資格要件等

共同企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上あることを要件とする。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な

共同施工が確保できると認められる場合にあつては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

(2) 出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

(3) 資格審査

ア 特定企業体

特定企業体の資格審査は、市長が申請書を受理し、競争入札参加資格審査委員会において、適格事項を審査し、申請者にその旨を通知するものとする。

なお、この場合の競争入札への参加申込みは、資格審査申請によりあつたものとみなす。

イ 経常企業体

経常企業体の資格審査は、市長が申請書を受理し、競争入札参加資格審査委員会において、適格事項を審査の上、申請者等に通知するものとする。

なお、この場合の競争入札への参加申込みは、単体企業に準じた取扱いとする。

(4) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書

2 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし、工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでとする。

特定工事の契約の相手方とならなかった特別企業体の存続期間は、当該工事の契約が締結された日までとする。

3 経常企業体の解散

経常企業体の資格の有効期限内にその企業体が解散した場合は、市長に解散届を提出させるものとする。

4 共同企業体との契約

(1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。

(2) 請負契約書には、共同企業体協定書（写し）及び付属協定書を添付するものとする。

(3) 建設工事請負契約書中第1条を別紙(1)のとおり改めて使用するものとする。

(4) 契約締結後共同企業体編成表（別紙(2)）の提出させるものとする。

5 様式

共同企業体に係る様式は別記によるものとする。

第3 その他

1 この運用基準の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

2 この運用基準等により難い特別の事由があるときは、その都度市長が別段の定めをすることができる。

附 則

この規準は、公布の日から施行し、平成6年5月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日訓令第29号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別紙(1)

（総則）

第1条 建設株式会社外 社（以下「乙」という。）は、頭書の工事請負契約に関し、別紙 共同企業体協定書によりこの契約書並びに別冊の図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）に従い、共同連帯して誠実にこれを履行しなければならない。

2 この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等この契約の目的物（以下「工事目的物」という。）を完成するために必要な手段については、発注者（以下「甲」という。）と乙が協議して定めるものとする。

3 甲は、この契約に基づく行為については、すべて代表者 を相手方とし、乙は、この契約に基

づく行為については、すべて 共同企業体代表者の名義により行うものとする。
別紙(2)

〇〇〇・〇〇〇共同企業体編成表

共同企業体運営委員会	委員長〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇) 委 員〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇) 〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇) 〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇) 〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇) 〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇)
共同企業体工事事務所	
所長〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社)	
工務長〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社)	事務長〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社)
工 務 主 任 (班 長)	事 務 主 任 (班 長)
氏 名	会 社 名
工 務 係	事 務 係
氏 名	会 社 名

- 注) 1 本表は共同企業体の工事施工体制を明示することにより、その指導・監督に役立てるものであり、そのための標準を示したもので、工事内容・施工体制の差異により、本表と異なる様式でもさしつかえない。
- 2 本表は工事工程表に添附して提出する。

特定建設工事共同企業体競争入札
参加資格審査申請書

年 月 日

根室市長 様

・ 特定建設工事共同企業体
代表者住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

根室市が発注する次の建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名	工 事		
共同企業体構成員の 商 号 又 は 名 称	所 在 地	建 設 業 許 可 の 記号・番号及び年月日	格付 等級

添付書類

特定建設工事共同企業体協定書

経常建設共同企業体競争入札参加
資格審査申請書

年 月 日

根室市長 様

・ 経常建設共同企業体
代表者住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

年度において根室市所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体構成員の 商号又は名称	所在地	建設業許可の 記号・番号及び年月日	格付 等級
結 成 の 目 的			
工事種別の希望格付等級	工事 等級		

添付書類

経常建設共同企業体協定書

経常建設共同企業体競争入札参加申込書

年 月 日

根室市長 様

・ 経常建設共同企業体
 代表者住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

年度において根室市所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加を申し込みます。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体構成員の 商号又は名称	所在地	建設業許可の 記号・番号及び年月日	格付 等級
結成の目的			
工事種別の希望格付等級	工事 等級		

添付書類

経常建設共同企業体協定書

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１） 根室市発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

（２） 前号に附帯する事業

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

〇〇建設株式会社

住所

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発

注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうち構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合

は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決済の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

・ 特定建設工事共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１） 根室市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

（２） 前号に付帯する事業

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、 ・ 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

名称又は氏名

住 所

名称又は氏名

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第 8 条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるもの

とする。

建築工事	建設株式会社
土木工事	建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担工事の施行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本工事施行中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任分担）

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がそれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、
残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても当該工事につきかしがあったときは、各構成員
は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり ・ 特定建設工事共同企業体協定を締
結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所
持するものとする。

年 月 日

・ 特定建設工事共同企業体

代表者 住 所

名称又は氏名 ㊟

住 所

名称又は氏名 ㊟

別紙

・ 特定建設工事共同企業体協定書第
8条に基づく協定書

発注に係る下記工事については、 ・ 特定建設工事共同企業体協定書第8条の
規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分を含む。）

建設工事	建設株式会社	円
土木工事	建設株式会社	円

建設株式会社外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの
協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所持するものとする。

年 月 日

・ 特定建設工事共同企業体

代表者	住 所	
	名称又は氏名	印
	住 所	
	名称又は氏名	印

経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 1 年とする。ただし、1 年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

〇〇建設株式会社

住所

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第 8 条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうち構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の

施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決済の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇經常建設共同企業体協定書（甲）

根室市に係る下記工事については、〇〇經常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%
 〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通の構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇經常建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇㊞
 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇㊞